

りゅうぎん ID 利用規定

1. りゅうぎん ID

株式会社琉球銀行(以下「当行」といいます)は、当行の普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです)の預金者で、キャッシュカードを保有するお客さまを対象に「りゅうぎん ID」を通じてインターネットによる各種サービスを提供いたします。

「りゅうぎん ID」とは、当行が提供するインターネットによる各種サービスを、共通の ID (りゅうぎん ID に登録したユーザー名またはユーザー名の代わりに使用する代表口座の店番号および口座番号)でご利用いただける仕組みです。

2. 規定の適用範囲

(1)りゅうぎん ID 利用規定(以下「本規定」といいます。)は、「りゅうぎん ID」を利用する方ご本人様(以下「利用者」といいます。)に適用されます。

(2)りゅうぎん ID 利用者が後記 3 に定めるサービス(以下「本サービス」といいます。)を利用する場合には、本規定のほか「[りゅうぎんキャッシュカード規定](#)」が適用されるものとします。

3. 本サービス

本サービスとは、パーソナルコンピューター(インターネットに接続および閲覧可能な当行所定の OS およびブラウザを備えた端末(スマートフォン等)を含みます。)を通じて、提供される以下のサービスをいいます。

なお、当行は、本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更を、行うことがあります。

- (1)口座情報連携サービス
- (2)その他当行所定のサービス

4. りゅうぎん ID のユーザー登録

(1)キャッシュカードが発行されている当行の普通預金の預金者で、自身の使用する電子メールアドレスをお持ちの方は、りゅうぎん ID のユーザー登録ができません。

す。本サービスの利用を希望する方は、本規定に同意のうえ、当行所定の方法（当行ホームページ上からの登録等）により、ユーザー登録を行うものとします。

- (2)ユーザー登録は、当行からの電子メールによる認証通知を受信し、認証手続きを行った時点で完了します。
- (3)ユーザー登録の際、次回以降の本人確認に必要な「ユーザー名」と「パスワード」は、利用者が自ら設定していただくものとします。
- (4)ユーザー登録時に入力した普通預金口座は、りゆうぎん ID の代表口座として取扱います。代表口座に対して登録できるユーザー名は、お一人様につき1つとさせていただきます。
- (5)当行は、ユーザー登録時に取得したお客さまの情報を、当行が別途定める「個人情報保護宣言」にて定める利用目的に沿って利用します。
- (6)利用者は、自己の責任において、りゆうぎん ID で使用する共通の ID およびパスワード、ユーザー登録に使用した電子メールアドレスを厳重に管理・使用するものとします。また、共通の ID およびパスワードを第三者に貸与、譲渡、売買、質入等をしないものとします。

5. 本人確認

- (1)りゆうぎん ID のログインにあたっては、利用者は、ユーザー登録時に登録したユーザー名とパスワード（以下「パスワード等」といいます。）を、パーソナルコンピューター等により当行に送信するものとします。ユーザー名の代わりに代表口座の店番号および口座番号を使用することもできます。
- (2)当行は送信されたパスワード等と当行に登録されたパスワード等の一致を確認した場合は、当行は次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - 1.りゆうぎん ID 利用者本人の有効な意思による申込であること。
 - 2.当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (3)当行が前項 2 の確認をして取扱いしたうえは、パスワード等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。パスワード等を失念したり、他人に知られたような場合は、すみやかに当行

まで届出てください。なお、当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4)利用者がパスワードを失念した時は、再度、ユーザー登録を行うことでパスワード再設定を行うものとします。

(5)本サービスの利用にあたり、利用者の口座情報やパスワードが当行所定の回数以上連続して誤って入力された場合は、その時点で当行は本サービスの利用を当行所定の範囲で停止します。本サービスの利用を再開するには、以下の手続きをとってください。

1.口座情報(キャッシュカード暗証番号等)が誤って入力された場合
当行本支店窓口で、当行所定の書面により「機能停止解除」の手続きを行ってください。

2.パスワードが誤って入力された場合
画面上で、パスワードを再設定してください。

6. ユーザー登録の解除

利用者は、当行所定の手続きをとることにより、いつでもユーザー登録の解除ができるものとします。

7. 規定の変更

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、当行は当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(3)当行ウェブサイトがこの規定が掲載されている場合、当行ウェブサイトに掲載された規定が最新の規定であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

8. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、各種当座勘定規定、振込規定、銀行取引約定書等により取扱います。

9. 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

10. その他

本サービス上の特定のサービスには、別途利用規定を定めることがあります。この場合、利用者は、当該サービスを利用する際には、本規定および当該サービスに係る利用規定に従うことに同意します。

以上

2021年12月17日改定

2020年5月27日 制定